

# 安全管理マニュアル

|               |          |
|---------------|----------|
| 池田小学校         | 838-9751 |
| 池田小学校 留守家庭児童会 | 828-2987 |

## <関係機関>

|                |                |
|----------------|----------------|
| 寝屋川警察署         | 110 (823-1234) |
| 枚方寝屋川消防署       | 119            |
| 寝屋川市教育委員会教育指導課 | 内線13042        |

(寝屋川市役所代表 (824-1181) にかけて教育指導課につないでもらう。)

## <最寄りの医療機関>

|         |          |
|---------|----------|
| 寝屋川生野病院 | 834-9000 |
| 上山病院    | 825-2345 |
| ひかり病院   | 829-3331 |
| 小松病院    | 823-1521 |
| 道仁病院    | 872-1951 |

## <近隣の学校園>

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 寝屋川市立第二中学校 | 内線 55200 (838-9750) |
| 桜小学校       | 内線 51700 (838-9752) |
| コスモス保育所    | 828-9111            |
| 池田すみれ子ども園  | 828-5733            |
| 池田保育園      | 827-3456            |
| 寝屋川幼稚園     | 829-4152            |
| 桜木保育園      | 829-5921            |

## 寝屋川市立池田小学校

## 児童の安全管理

池田小学校における、児童の安全を確保するために、児童の登校時、下校時、早退時については以下のようにする。

### 児童の登校時

- (1) 教職員・P T A等の保護者が、挨拶・声かけをしつつ、正門と北門からの児童の登校を見守る。
- (2) 登校指導終了後に正門と北門を施錠する。(監視員が正門を管理し、教職員が北門を施錠する。)
- (3) 登校時間帯以降(午前8時30分以降)に体調不良等の理由により遅れて登校してきた児童は、保護者引率のもとに正門より入校することとする。(児童のみで登校しない。)
- (4) 遅刻して登校した児童は必ず職員室を訪問し、遅れて登校してきたことを遅刻届に記載する。

### 児童の下校時

児童の下校時間は、開放する校門(正門と北門)には教職員・監視員が立ちあい、児童の安全を見守り、児童の下校後は校門を施錠する。

### 児童の早退時

児童の安全を確保するため、病気や家庭の都合等による児童の早退については、必ず職員室及び保健室で教職員の立ちあいのもとで、保護者に児童を引き渡すようにする。保護者は、児童を早退させる際には、職員室で下記のような早退届に記載する。

| 日時 | 年 | 組 | 児童の名前 | 名前(来られた方) | 続柄 |
|----|---|---|-------|-----------|----|
|    |   |   |       |           |    |

## 緊急時の対応

### 1. 基本的な心構え

- ①平素より教職員が、担当の役割の責任を十分自覚し、定期的に全教職員で校内の施設・設備の安全点検を実施して、災害が発生しないよう未然防止に留意する。
- ②火災、暴風、地震などによる災害が発生した場合は、まず、児童の生命安全を第一に考えることとする。児童の安全確保後に被害を最小限にとどめるように努める。
- ③地震の未然防止はできないが、緊急地震速報等の情報に十分に注意し、教室内の机下避難及び運動場の中央避難を第一に考え、教職員の冷静かつ的確な判断により、児童の生命の安全に努める。
- ④平素より校門の管理(来校者の管理)を厳重にし、不審者の校内への侵入を未然に防止する。
- ⑤職員は、トランシーバーを常時携帯しておく。児童及び学校内における異変時には、トランシーバーで職員室に状況を報告する。

## 2. 具体的対策

### ◎児童の避難

- ①各学年主任を中心として、学級担任は児童を統率、掌握し、本部より指示された場所に速やかにかつ安全に避難させる。学級担任が不在のときは補欠教員が児童を避難させる。
- ②指示した場所に集合を終えたら、学級毎に児童の点呼をおこない、学年主任は学年の状況をまとめて本部に報告する。
- ③指揮者の指示により行動を開始する。

#### ◆児童を帰宅させる場合

- ・地区別班別に集合する。出発順、帰宅順路等本部の指示により、教職員・保護者の引率、誘導などにより帰宅させる。
- ・教職員は、児童の帰宅が終われば速やかに校内部署につく。

#### ◆児童を待機させる場合

- ・集合が終われば、必要数の教職員が児童を管理し、他の職員は本部の指示に従い、危機対応に従事する

- ④この間、本部は校内の連絡・調整・指示にあたりると同時に、必要に応じて所定の関係機関（警察署・消防署・寝屋川市教委等）に連絡する。

## 危機対応対策本部

| 危機事案発生時・直後の対応（担当） |  | 中・長期的な対応  |
|-------------------|--|---|
| <b>本部</b>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の状況把握（校長・教頭）</li> <li>・警察、消防への通報及び出動要請（教頭）</li> <li>・校内緊急放送（首席）</li> <li>・児童への指示の決定（校長・教頭）</li> <li>・市教育委員会への連絡及び支援要請（校長・教頭）</li> <li>・近隣学校園への連絡（指導教諭）</li> <li>・保護者（PTA役員等）への連絡（首席）（PTA担当）</li> <li>・通信方法の確保（電話、FAX、メール等）（事務）</li> <li>・報道機関の対応（校長・教頭）</li> <li>・当日の下校方法の決定（校長・教頭）</li> <li>・今後の登下校方法・授業についての決定（校長・教頭）</li> <li>・保護者説明会の準備と開催（校長・教頭・首席）</li> <li>・保護者あて連絡文の発行（首席）</li> <li>・記録（指導教諭）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止、学校再開のための総括</li> <li>・報告書の作成</li> <li>・保護者、地域住民との連携方法等の改善</li> </ul>  |
| <b>安全救護</b>       | <p>[養護教諭の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の確認、安全把握、応急手当</li> <li>・救急車同乗及び搬送先からの連絡</li> <li>・学校医への連絡</li> </ul> <p>[担任の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の状況把握</li> <li>・負傷児童の保護者への連絡</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・心のケア着手</li> <li>・記録（養護教諭を中心に教職員でチーム対応）</li> <li>・負傷者に対するケア</li> <li>・心のケア</li> <li>・学校医との連携体制の改善</li> <li>・安全教育の内容、指導体制等の見直し</li> </ul> |

※ 本部は他の職員を指揮し、情報を集約する。

# 弾道ミサイル落下時の行動について

平成 29 年 4 月 21 日（金）に内閣官房から、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について、情報が提供されている。

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾するとされている。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、『Jアラート』を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流れるほか、緊急速報メール等により緊急情報が流れる。

寝屋川市立池田小学校では、子どもたちが在校している時間（にっこにこくらぶ及び留守家庭児童会活動中を含む）に、政府からの全国瞬時警報システム『Jアラート』による弾道ミサイルに関する情報が発信された場合は、在校している教職員が、以下のことを校内緊急一斉放送により児童を指導して対応することとする。

## 放送による指示内容

- ① 運動場に児童がいる場合は、速やかに教室に戻す。
- ② 体育館で授業中の場合は、児童を体育館の中央に集めて頭を守って伏せさせる。
- ③ 教室、特別教室、体育館では窓のカーテンを閉める。
- ④ 児童には帽子を着用させて、教室内では机を運動場側の窓からできるだけ離して運動場に背を向けて机の下に入る。
- ⑤ 留守家庭児童会では、3号館の階段に児童を座らせる。

弾道ミサイルの落下の恐れがなくなってから、全校児童を体育館に誘導して児童の安全を確認する。その後、校区内の安全を教職員が確認した後に、学校メールで緊急一斉メールを発信した後に教職員の引率のもとで地区別に緊急一斉下校を行う。

# 緊急情報(Jアラート)対応マニュアル

## 登校前

**自宅待機** 窓から離れる（できれば窓のない部屋へ）  
頭を座布団などで守る

安全確認情報→登校開始

大阪府及び近隣の府県にミサイルが落下→臨時休業

## 登下校中

**近くの建物に避難** できればコンクリート造り or 地下へ

近くに建物がないとき

**物陰に身を隠す**

**地面に伏せてランドセル等で頭を守る**

※車はガソリンなどに引火するおそれがあるので離れる

様子を見て、登下校開始

## 学校内

校内放送の指示により

**1 机の下に隠れる**

**2 ランドセル等で頭を守る**

**3 窓から離れる**

グラウンドやプールなど屋外にいたときは

**校舎の中に避難して上記1～3の行動をとる**

間に合わないときは

**地面に伏せて両手で頭を守る**

## ミサイルが 付近に 着弾

**口と鼻をハンカチで覆う**

**密閉性の高い部屋に避難**

窓を閉める 換気扇を止める 目張りをする

**風上に避難**

※ 教職員は、上記のマニュアルにしたがい、児童の安全確保を最優先にして、速やかな避難行動をとらせる。また、正確かつ迅速な情報収集に努める。

## 火災発生時対策

- ◎非常ベルが鳴ったら、緊急事態の内容が分かるまでは、窓を閉め、教室の入口に「つかえ棒」を設置する。
- ◎火災発生の放送が入れば、「つかえ棒」を外し放送の指示に従う。
- ◎初動対応により出火元及び火災状況が確認された後に本部の放送の指示により児童を校舎より避難させる。
- ◎火災時は児童の避難が完了した後、下記文書を火災発生現場に近いものから搬出する。
  - ・沿革誌、卒業証書台帳
  - ・職員履歴書、俸給関係
  - ・各係会計簿
  - ・指導要録、卒業生指導要録
  - ・出席簿

|             |                     |                |
|-------------|---------------------|----------------|
| 火<br>災<br>時 | ・非常警報による通報          | (火災発生場所火元責任者)  |
|             | ・初期消火               | (火災発生場所付近の教職員) |
|             | ・児童誘導               | (教職員)          |
|             | ・学校の安全状況の把握、情報収集、整理 | (校長・教頭)        |
|             | ・非常持ち出し             | (担任外)          |

## 特別警報・暴風警報発生時対策

- ◎特別警報発令時は、児童の命を守るために、児童の安全に十分配慮の上、児童を校内に待機させる。
- ◎児童を校内に待機させた場合は、特別警報・暴風警報が解除された後に、校区内の被害状況、特に道路状況を把握した上で教職員の引率のもと、集団下校等の措置をとる。
- ◎暴風時は、気象情報に十分に注意し、児童の下校時の安全の確保が確認された場合は、地区別班別教室に集合し、教職員・保護者の引率、誘導などにより帰宅させる。
- ◎保護者不在家庭に対しては、実態に応じた措置をとる。

## 地震発生時対策

- ◎地震発生時は、机下避難を第一にし、地震の揺れがおさまってから、本部の放送に従い、校舎外(運動場等)の指示された場所に避難させる。

### 【震度4以下の場合】

- ◎校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を再開する。

### 【震度5弱以上の場合】

- ◎臨時休業とし、大きな余震が予想されるため、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。保護者不在家庭については、児童を校内にとどめる等実態に応じた措置をとる。

## 雷発生時対策

- ◎雷鳴が聞こえたら、職員室からの放送により児童を校舎内に避難させる。水泳指導時は、校舎まで避難することが困難な状況であればプール更衣室に一時避難をする。安全が確認された後、職員室からの指示に従って児童を校舎内に避難させる。児童の下校時は、児童の下校を中断して児童を校舎内に避難させる。安全が確認された後、児童を下校させる。

## 不審者侵入防止対策

平成17年2月14日、寝屋川市立中央小学校で、不審者から子どもたちを守ろうとした3名の教職員が殺傷されるという、大変痛ましい事件が発生した。池田小学校は、この事件を痛恨の思いを持って受け止め、「常に最悪の事態を想定し、最善の備えを整える。」ことを安全管理の基本として、不審者侵入防止対策を講じ、全教職員が協力して「二度と、あのような痛ましい事件は起こさせない。」という強い決意を持って学校の安全確保に取り組む。

### I. 不審者を学校内に絶対に侵入させない

#### 1. 校門を必ず施錠する

- (1) 校門を開けるときは、必ず教職員・監視員が立ち会い、児童の安全に留意し不審者が校内に侵入しないように校門を管理する。
- (2) 校門を開けた後は、必ず施錠する。
- (3) 登下校の時間が通常と異なるときは、校門の開閉時間等について確認の上、校門の管理を徹底する。

#### 2. 校門の管理形態

##### 正 門

- ・学校の授業日は、朝に職員が南京錠を開錠する。
- ・日常の児童の登下校時にのみ開門する。登下校時間以外は、門を閉めておく。
- ・正門に監視員が業務に従事している時間帯（8:00～16:30）は、監視員が校門を管理する。
- ・正門の監視員が従事していない時間帯は（16:30～）は、ダイヤル錠で正門を閉める。
- ・来校者に対しては、常にインターホンで対応しモニターで確認後小門を開錠する。
- ・16:30以降の留守家庭児童会の保護者のお迎えは、保護者がダイヤル錠を開錠して校内に入る。入校後、開錠した保護者の責任で必ずダイヤル錠を施錠する。
- ・留守家庭児童会終了後は、留守家庭児童会職員がダイヤル錠をはずして南京錠を施錠する。

##### 北 門

- ・児童の登校時間帯（8:00～8:15）は、教職員が児童の安全に留意して校門を管理する。
- ・児童の下校時間帯は、教職員が校門を管理する。
- ・児童の登下校の時間以外は、ダイヤル錠で北門を閉める。
- ・登校時間帯以降（8:15以降）に通院等の理由により遅れて登校してきた児童は、保護者引率のもとに正門より入校することとする。（児童のみで登校しないこととする。）
- ・ゴミ収集車の収集時は、従事者が開錠する。従事後必ず従事者が施錠すること。
- ・留守家庭児童会の保護者のお迎えについては、平成30年度より正門のみで行うこととする。留守家庭児童会の保護者は、北門を使用しないこととする。

## 通用門

- ・年間を通して常時、南京錠で施錠しておく。
- ・来客及び給食用食材搬入等の業者対応は、教職員が南京錠を開錠し通用門の管理をする。

## 西門

- ・年間を通して常時、南京錠で施錠しておく。
- ・留守家庭児童会の職員の出退勤に使用する。留守家庭児童会職員が、西門の管理をする。

## 東門

- ・常時、南京錠で施錠しておく。
- ・運動会の日に開錠し、運動会を観覧する保護者の出入り口とする。PTA役員・委員が開錠し東門を管理する。
- ・学校行事等により東門を使用する時は、教職員が開錠し東門を管理する。

### 3. 来校者の受付等について

来校者に対しては、門外での確認が最重要である。来校目的等を確認した上で正門を解錠し、受付で来校者証の着用を求める。従って、学校内に来校者証を着用していない来校者はいない。

- (1) 来校者の出入り口はオートロック付きの正門横の小門（以下小門とする）のみとする。
- (2) 保護者の来校については、校門監視員が保護者証の着用を確認して入校を許可する。
- (3) 来校者に対しては、必ず教職員が職員室内のモニターで、来校者の氏名、人数、目的、事前の訪問約束を確認の上、小門のオートロックを解錠する。監視員は、職員室からのオートロック解錠後、来校者証を渡す。来校者が受付簿に、氏名・目的を記載する。また監視員は、必要に応じて無線で職員室に詳細な状況を連絡することとする。
- (4) 監視員が従事していない時間に保護者が来校した時は、職員室のカメラ付きインターホンのモニター及び防犯カメラのモニター（以下モニターとする）による映像で確認する。次に、児童・生徒氏名と保護者氏名及び目的を確認の上、小門のオートロックを解錠する。
- (5) 監視員が従事していない時間は、職員室からのオートロック解錠後、1号館玄関受付にて、来校者受付簿に氏名・目的を記載し、来校者証の着用を求める。
- (6) (4)(5)の場合は、解錠前に扉を閉めてもらうことを告げる。扉が閉まったことを確認（赤ランプが消える）の上、オートロックする（黄ランプが消える）。合わせて必ず部外者が一緒に入らないことをモニターで確認する。
- (7) 来校者の様子が不審な場合は、オートロックを閉めたまま職員室のモニター来校者を観察しながら、すぐに管理職に連絡する。また、小門へ行く場合は、必ず複数で行動する。
- (8) 来校者が退校する際に、必ず来校者証の返却を求め、来校者証の管理を徹底する。



#### 4. 職員証・保護者証の着用の徹底

- (1) 教職員及び保護者は、校内では必ず職員証・保護者証を着用する。  
職員証は青色のストラップ、保護者証は黄色のストラップを厳守すること。
- (2) 正規の手続きを行った来校者には、赤色のストラップの来校者証の着用を求める。
- (3) 青・黄・赤色以外のストラップ着用者、及び名札の未着用者は、不審者と判断して対応する。

## II. 教職員・保護者以外への対応

### 1. 来校者を見かけた場合

**見かけた教職員は、名札・来校者証等の着用をチェックする。**

#### (1) 名札・来校者証を着用している場合

- ① あいさつをして必ず声をかける。

「おはようございます」「こんにちは」「どちらへご用ですか」「場所はお分かりでしょうか」等

- ② あいさつに応じない等、挙動不審な場合は、笛を吹き不審者侵入を知らせ、緊急対応をする。

#### (2) 着用していない場合

- ① 侵入者と想定して笛を吹くことができるように準備してから、あいさつをして声をかける。

「どちら様ですか」「どちらから学校内に入りましたか」等と声をかける。

- ② 挙動不審な場合は、笛を吹き不審者侵入を知らせ、緊急対応をする。

(事前にトランシーバーで職員室に知らせる。)

### 2. 不審者侵入緊急対応と対策本部の発動

不審者侵入の知らせがあった場合は、最悪の事態であることを念頭に行動する。教職員は児童の安全を確保しつつ、その場所に駆けつける。それ以外の教職員は、下記の分担に従って行動する。

**※状況に応じ、本部の指示のもと、職員室に待機している教職員で臨機応変に対応する。**

## III. 侵入者と判断した場合は、直ちに緊急対応をする。

### 1. 対応者

不審者と距離を置きながら大声を出す、大きな音を立てる、笛を吹き続けて、非常ベルを鳴らし周囲に危険を知らせる。

- ・近くに児童がいる場合は、すぐ逃げるように指示する。児童と侵入者との間に入り、侵入者を児童に近づけないようにする。また、侵入者の注意をそらして児童を侵入者から遠ざけるようにするなど、児童の安全を図る。
- ・侵入者を注視する。攻撃を仕掛けてきそうな場合は、距離をおきながら、机や椅子、ほうき、消火器等防御できる身近な道具を用い、児童や自分自身に危害が加えられないようにしながら、時間をかせぐ。

- ・児童及び教職員に被害が生じた場合は、現場に駆け付けた教職員とともに侵入者に注意しつつ負傷した児童等の状況確認、応急手当を行う。(救命を最優先)
- ・被害が拡大しないようにできるだけ時間をかせぐ。他の児童に危害が及ばないよう最大限の努力をするとともに自らの身を守る。
- ・駆けつけた教職員とともに、落ち着いて対処する。
- ・児童がとらえられている場合は、侵入者に対して、興奮せずに冷静になるように諭す。  
「落ち着きなさい。」「子どもを離しなさい。」
- ・侵入者が逃げたときは、笛を鳴らす、又は大声を出しながら追いかけて、逃げる先の児童等に危険を知らせる。

## 2. 笛・非常ベルが鳴った時の対応

笛・非常ベルが鳴ったら、最優先で児童の安全確保を行った上で放送又はトランシーバーの指示に従うこと。(基本的には放送に従う。)

### 授業時間中 (授業者が児童の安全確保を行う)

- ① 非常ベルが聞こえれば直ちに、教室の窓を閉め戸締りをし、教室戸締り用の「つかえ棒」を使用して外部から教室に入れないようにする。

\* 外体育時は、体育倉庫又は体育館に速やかに避難する。

### 休み時間 (近くにいる教職員が児童の安全を確保する)

- ① 校舎内にいる児童を、近くの教室に入れる。トイレ及び廊下の児童が教室に入ったことを確認して教室の窓を閉め戸締りをし、教室戸締り用の「つかえ棒」を使用して外部から教室に入れないようにする。
- ② 運動場にいる児童は、運動場の中央に集めて座らせる。(複数の教職員で対応する)

### 初期対応 (職員室にいる教職員及び初期対応教職員)

- ① 緊急時の初期対応職員は、非常ベルが作動した箇所を確認してから、「さすまた」と「トランシーバー」を持って現場に向かう。異常がない状態及び安全が確認されれば「トランシーバー」で職員室に通報する。
- ② 職員室より、異常がない状態及び安全が確保された状態を確認後に緊急放送で全校に緊急体制の解除を指示する。
- ③ 火災の場合は、火元の確認後初期消火を行う。初期消火が不可能な場合は、職員室に火災の状況を「トランシーバー」で伝える。
- ④ 火災状況を確認後、対策本部より緊急放送で火元を伝えて適切な避難経路を指示して全校児童を運動場に避難させる。避難完了後に校舎内の教室及びトイレを確認後、児童の点呼による安全確認を行う。
- ⑤ 不審者侵入が確認された場合は、速やかかつ継続的に「トランシーバー」で情報を対策本部に伝える。



「つかえ棒」



「さすまた」は教室前黒板の横に立てかける

## 不審者侵入対策本部

- ① 校長 ・直ちに110番通報を指示し、侵入者対応応援チームが現場に急行するように緊急放送で指示する。
  - ・状況に応じて適切に関係機関等に支援要請を指示する。
  - ・避難等の判断をして教職員に指示する。
- ② 教職員 ・110番通報、教育指導課・二中等近隣校園へ連絡、支援要請、情報収集  
侵入者が退去・逃亡した場合、二中等近隣校園への連絡を教育委員会に要請する。
  - ・PTA役員等への連絡、協力を要請する。

### 緊急放送

- ・「池田先生（実在しない）、校長室まで来てください。」
  - ※（緊急対応が必要です。役割分担に従って行動してください。）
  - 「児童の皆さんは、教室に入ってください。」
  - 「教室の戸締りをしなさい。」
- ・「〇〇で緊急事態です。先生方は所定の行動をとってください。」
  - ※（役割分担に従って行動してください。）
  - 「児童の皆さんは、〇〇から離れて教室（体育館）に入りなさい。」

### 3. 侵入者対応

- ①初期対応チーム 各自「さすまた」と「トランシーバー」を持って現場に急行する。安全が確保できる状況か、応援が必要な状況かを判断し本部に連絡する。教頭は、「トランシーバー」で本部に状況を適宜報告する。
- ②応援対応チーム 初期対応チームより応援要請があれば、応援対応チームが「さすまた」を持って現場に急行して初期対応チームとともに侵入者に対応する。
  - ※ 警察が来るまで、児童に危害が加えられないように時間をかせぐ。
- ③救護チーム 救護チームは、救護用品とトランシーバー、さすまたを持ち、初期対応チームに合流し、負傷者の手当てをする。また、校内を巡視して、他の侵入者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

#### 令和2年度

|          |         |   |         |
|----------|---------|---|---------|
| 不審者対応チーム | 初期対応チーム | ⇒ | 教頭、首席教諭 |
|          | 応援対応チーム | ⇒ | 男性教職員6名 |
|          | 救護チーム   | ⇒ | 養護教諭等4名 |

#### 4. 安全確保

- ①校長・教頭 避難場所・経路の決定、全体集約
- ②担任 教室(体育館)へ移動、児童の点呼確認
  
- ③生指部の担当者 当該学年の人員点呼確認。負傷者等状況の確認  
教室(体育館)で待機。放送等の指示を待つ。  
校外に逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。

#### 5. 救助救援

- ・教職員 負傷者がいる場合は、負傷者の応急手当、搬送の準備(救急車手配の要請)  
児童緊急連絡先名簿、関係機関連絡先一覧、筆記用具、記録用紙等の準備  
安全確保の応援(教室または避難場所への誘導とその他救護)  
侵入者対応(校内巡視)の応援
- ・校長・教職員 負傷者リストの作成(学年、組、名前、症状、処置、付添者等の記録)  
救急車同乗及び搬送先からの連絡(本部、保護者)  
負傷者搬入先及び状況の確認
  - ★ 授業中の場合も役割分担を基本とする。
  - ★ 報道機関については、本部が教育委員会と連携し対応する。

# 緊急体制発動

来校者証未着用者発見



笛を手にとって声をかける



挙動が不審な時は



不審者侵入と判断し直ちに笛を吹く



児童・教職員の安全確保を優先



校内に緊急事態を通報



110 番通報

## IV. 避難と待機の原則

教職員は非常事態の状況が不明な場合は、原則として状況が判明するまで、児童生徒を教室等で待機させ、教職員が保護し安全確保に努める。その後、放送等の指示により避難する。

### 1. 侵入者があった場合

非常ベルが鳴り、火災ではなく侵入者であることが判明したが、緊急に避難させる必要があるかどうかわからない場合（近くに侵入者等がおらず、状況不明の場合）は、原則として、状況が判明するまで、「つかえ棒」を外さずに児童を教室等で待機させ、教職員が保護する。その後、放送の指示等により避難する。

### 2. 教職員が近くにおり、児童に指示出来る場合は、次のようにする。

#### (1) 児童を教室に待機させる場合

- ・廊下、階段の児童を教室に入れ、教室の窓、扉を閉め「つかえ棒」をする。（児童数の把握）
- ・教室内では児童を出入り口から遠ざけておく。1階の教室は真ん中に児童を集める。
- ・教職員は、防御出来るような道具「さすまた」・「木の棒」を持ち、侵入者に備える。
- ・児童を安全に集合させる必要がある場合は、放送の指示に従い児童を移動させる。集合場所は、次のいずれかの指示がある。

①運動場（原則） ②体育館

#### (2) 児童を緊急に避難させる場合（近くに侵入者がおり、緊急に児童の安全を確保するとき）

- ・侵入者から遠い方の階段・出入口を使い、児童を避難させる。
- ・避難場所は、運動場（原則）、体育館。状況によって、より安全な所を選び、誘導することもある。
- ・侵入者が近づいてきて危険な場合は、物を投げつけたり、防御できるような物を用いたりして、児童が避難できるよう時間をかせぐ。
- ・避難する際、隣接する教室等にも大声で叫びながら、笛を吹いて危険を知らせ、避難を促す。

### 3. 休憩時間等で教職員が児童の近くにいない場合

**児童には、日常から以下のことを徹底して指導・指示しておく。**

- ・名札「来校者証」等をしていなかったり、危険な物を持っていたりする人を見かけたら、すぐにその人から遠くに離れること。
- ・できれば、先生のいそうな場所（職員室等）に逃げ、先生に知らせること。
- ・「教室に入りなさい」と放送があった場合は、どこでもいいのですぐに近くの教室に入ること
- ・近くに危険な物を持っている人や暴れている人がいる場合は、すぐに先生のいる所に逃げること。
- ・運動場にいる児童は、運動場の中央に集まること。複数の教職員により児童の安全確保に努める。